

Q168. 過失相殺・素因（寄与度）減額と損益相殺はどちらが先に行われますか？

過失相殺・素因（寄与度）減額は損益相殺に先立ち行われます（鹿島建設・大石塗装事件最高裁昭和55年12月18日第一小法廷判決参照）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎